

**村上市子ども・子育て支援事業計画（素案）**  
**（作成参照資料含み版）**

**平成 26 年 00 月**

**村上市**

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画作成時期.....	3
4 計画期間 <b>任意</b> .....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境.....	7
1 人口・世帯・人口動態等.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	10
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	12
4 ニーズ調査の結果概要.....	15
5 村上市の子ども・子育て支援の課題.....	25
第3章 基本的な考え方.....	27
1 目的.....	26
2 基本理念 <b>任意</b> .....	27
3 基本的な視点.....	29
4 施策体系.....	31
第4章 教育・保育提供区域の設定 <b>必須</b> .....	33
1 教育・保育提供区域の考え方.....	31
2 教育・保育提供区域の設定.....	33
第5章 教育・保育施設の充実.....	36
1 量の見込み.....	35
2 提供体制の確保と実施時期 <b>必須</b> .....	37
3 教育・保育の一体的提供の推進.....	39
4 教育・保育施設の質の向上.....	40
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	43
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	46
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 <b>必須</b> .....	43
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	50
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進 <b>任意</b> .....	54
1 児童虐待防止対策の充実.....	51
2 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	52
3 障害児施策の充実.....	52
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進.....	54
第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題 <b>任意</b> .....	57
1 目的.....	55
2 基本理念.....	55
3 対象.....	55

4 指針となる視点.....	55
5 計画の基本目標.....	56
6 目標実現に向けた施策内容.....	56
7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設.....	57
第9章 計画の推進体制.....	59
1 関係機関等との連携.....	57
2 役割.....	58
3 計画の達成状況の点検・評価 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">任意</span> .....	61

## 資料編(案)

- 資料1 施策一覧(未定・案)
- 資料2 利用希望把握調査(ニーズ調査)結果概要(案)
- 資料3 計画策定の経緯(案)
- 資料4 計画策定組織について(案)
- 資料5 用語解説(案)

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

村上市においては、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

いぜん子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、村上市の子どもと子育て家庭を対象として、村上市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取り組みの、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

### ■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外	
<b>子ども・子育て支援法</b>								

### ■上位計画

村上市総合計画

整合



村上市  
子ども・子育て支援事業計画(仮)



整合



### ■関連計画

次世代育成支援行動計画 後期行動計画  
地域福祉計画  
教育基本計画  
障害者福祉計画  
保育園等施設整備計画 など

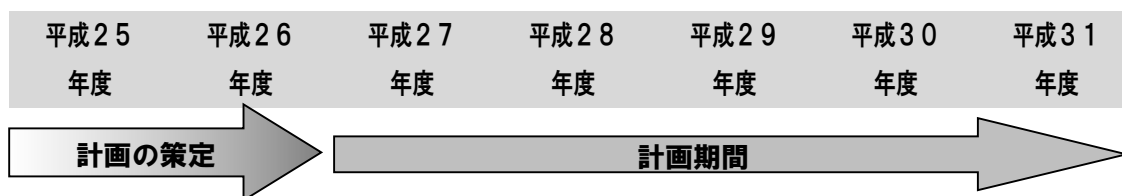
### 3 計画作成時期

- 法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめることとします。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等の事務が法の施行の日の半年程度前に開始される予定であることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめます。

### 4 計画期間 任意

法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。



#### 参 照

子ども・子育て支援法第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## 5 計画の策定体制

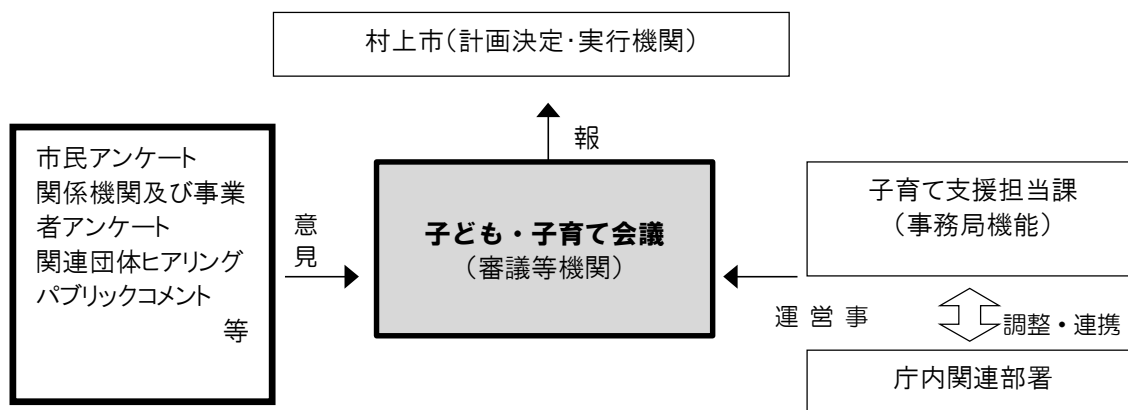
### ①子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「村上市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

参  
照

子ども・子育て支援法第七十七条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



### ②子ども子育てに関するニーズ調査の実施

○ 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童調査」「小学生児童調査」という。）

ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児	1,950 票	1,360 票	69.7%
	小学生	2,330 票	1,890 票	81.1%
対象者の抽出方法	平成 25 年 10 月 1 日現在での住民基本台帳 0～5 歳及び小学校児童名簿に基づく全数（世帯内での重複はないものとする）			
調査期間	平成 25 年 10 月 25 日～平成 25 年 11 月 8 日			
調査方法	就学前児童調査：教育・保育施設を通じて実施、一部郵送法 小学生児童調査：学校を通じて実施、一部郵送法			



参  
照

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)第三・3・(一)

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

参  
照

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)第三・3・(二)

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

利用希望把握調査等の実施に当たっては、当該調査結果を踏まえて作成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて作成する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画が、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可及び認定の際の需給調整の判断の基礎となることを勘案して、地域の実情に応じた適切な区域で行うこと。

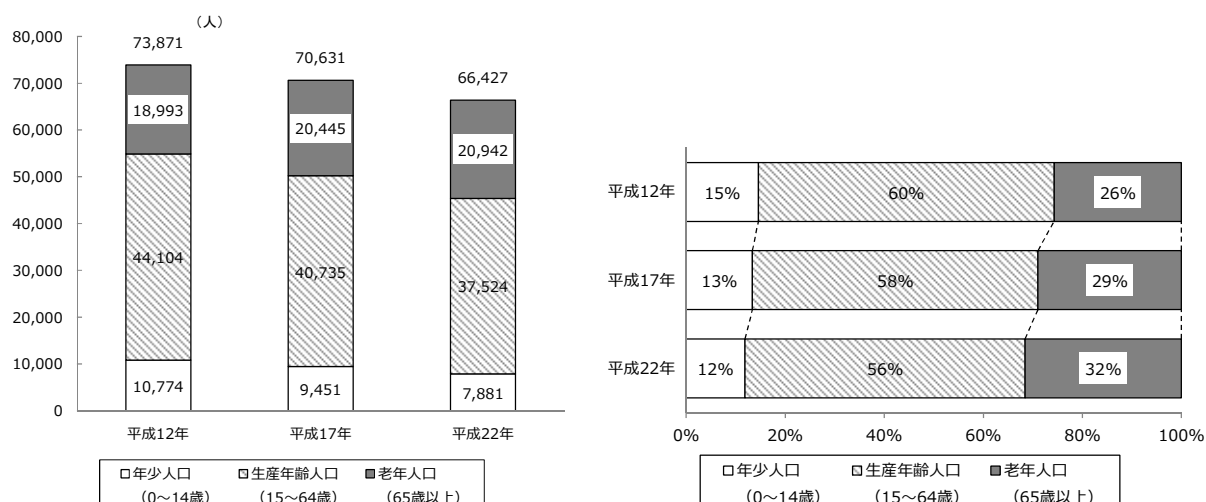
# 第2章 村上市の子ども・子育てを取り巻く環境

## 1 人口・世帯・人口動態等

### (1) 人口の推移

○平成12年以降、総人口は、減少傾向にあります。

○少子高齢化の進展により、年少人口は、平成12年から平成22年までの10年間で約2,900人減少し、全体に占める割合も12%に減少しています。

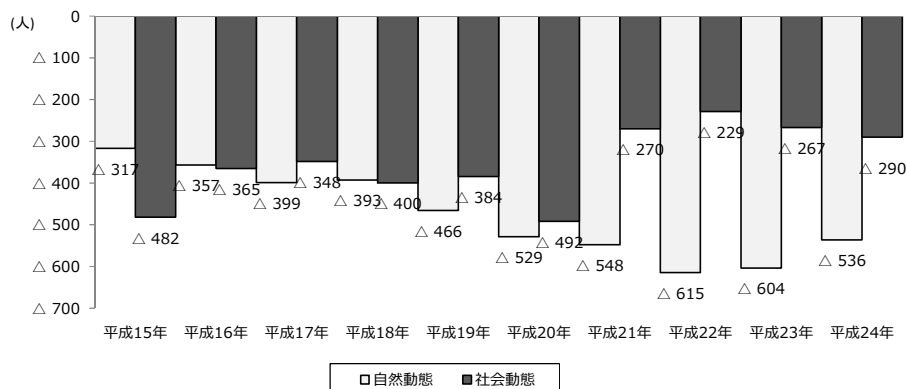


### (2) 自然動態・社会動態

○社会動態（転入-転出）は、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少の主要因となっています。

○自然動態（出生-死亡）についても、平成15年以降、マイナスで推移しており、人口減少を加速させています。

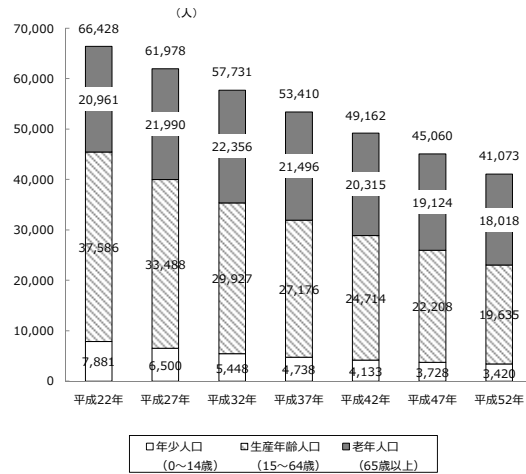
#### ■自然動態・社会動態の推移



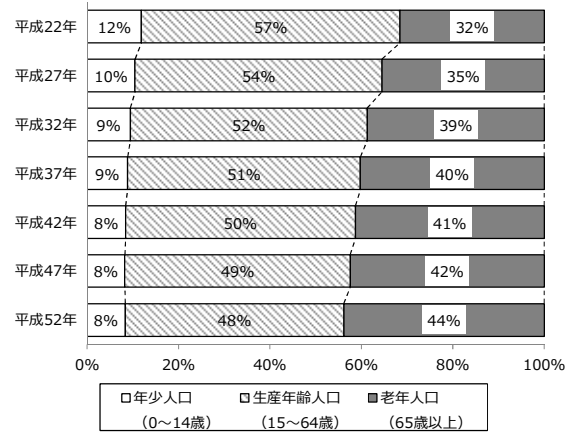
### (3) 将来の人口推計

- 平成 52 年には、4 万 2 千人を下回ると推計されます。
- 年少人口も 10 年間で約 4,500 人減少すると見込まれます。

■年齢 3 区分別人口の将来推計(人口動態研究所)

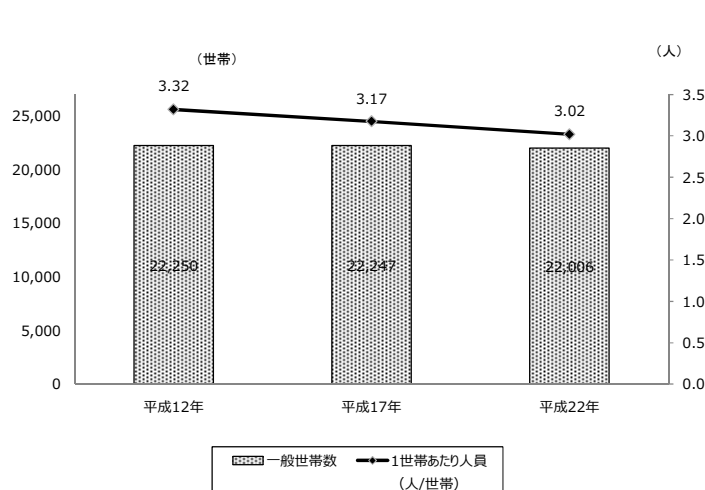


■年齢 3 区分別人口割合の将来推計(人口動態研究所)

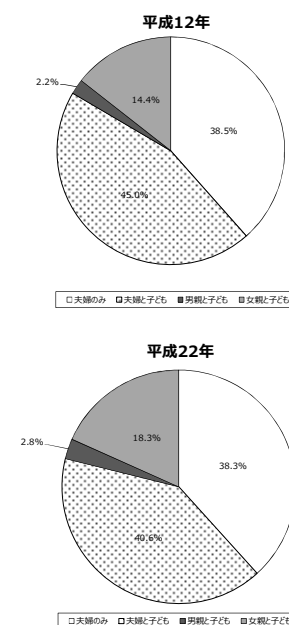


### (4) 世帯の状況

- 世帯数は平成 12 年から 10 年間でほぼ横ばいで推移しています。
- 1 世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「女親と子ども」「男親と子ども」の割合が増加している現状にあります。



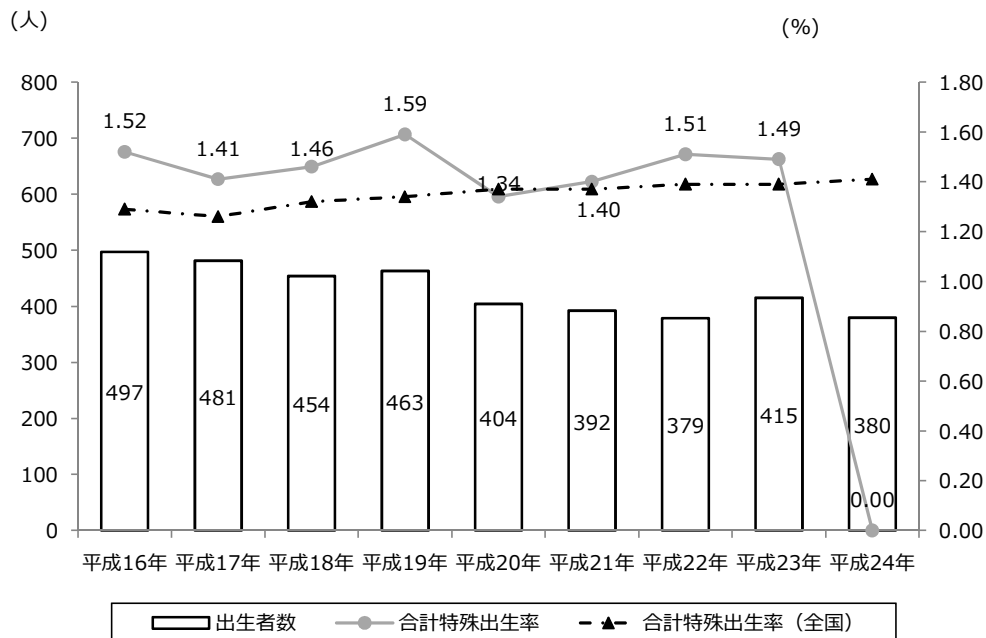
■核家族世帯の構成比



## (5) 出生の状況

○出生数は、平成16年から9年間で、約120人減少しています。

○合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を多少上回っており、年度により増減はありますが、概ね横ばいで推移しています。



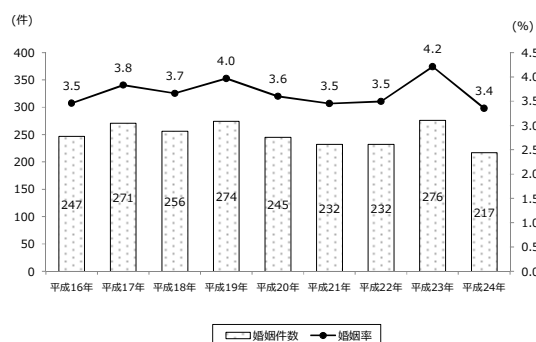
\*注：平成24年度の合計特殊出生率については、現時点で未公表のため0と表記。

## (6) 婚姻・離婚の状況

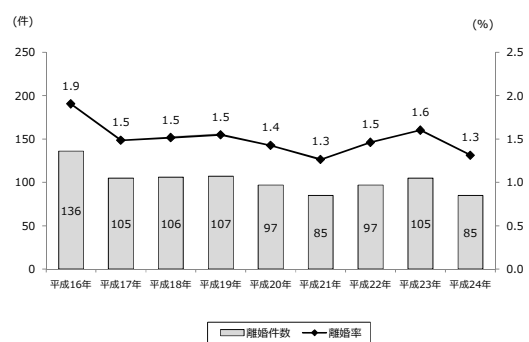
○婚姻数、婚姻率は、年度による増減があるものの、概ね横ばいで推移しています。

○離婚数、離婚率は、年度により増減がありつつ、若干減少傾向にあります。

■婚姻数および婚姻率の推移



■離婚数および離婚率の推移



(7) 就労の状況

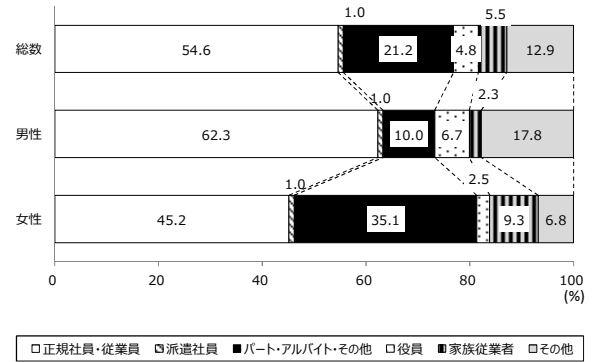
○女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30～35歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が になっています。

○男性、女性ともに「正規職員・従業員」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移

データなし

■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)



## 2 教育・保育施設の状況

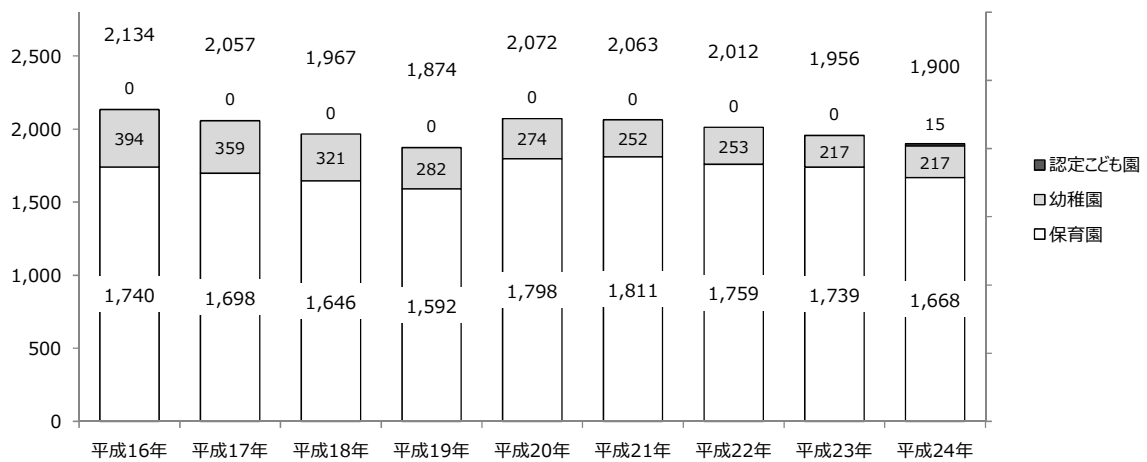
### (1) 利用児童数の推移

○保育所利用児童数は平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度にいったん増加しています。しかしその後また減少し続けています。幼稚園利用児童数は平成16年度より減少傾向にあります。

○認定こども園は平成24年度より実施しています。

○全体では、平成19年度までは減少傾向だった利用児童数が、平成20年で一度増えたもののそれ以降はまた減少傾向にあります。

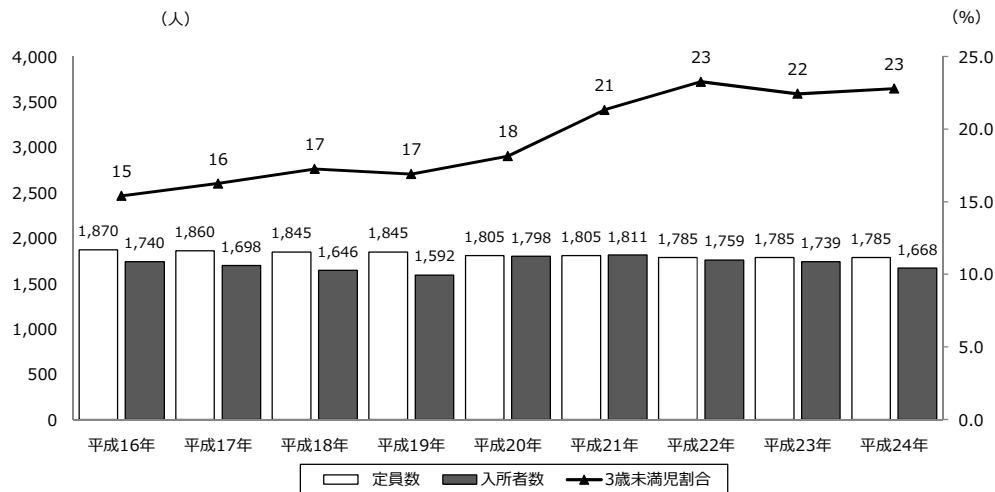
■保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



### (2) 保育所の利用状況

○入所者数は、平成20年度に増加が見られたものの平成16年度以降、ゆるやかな減少傾向が続いています。また、3歳未満児の利用割合は平成16年度以降増加し続けています。

○定員数は、平成22年に1,785人になって以降は、増減はなく推移しています。



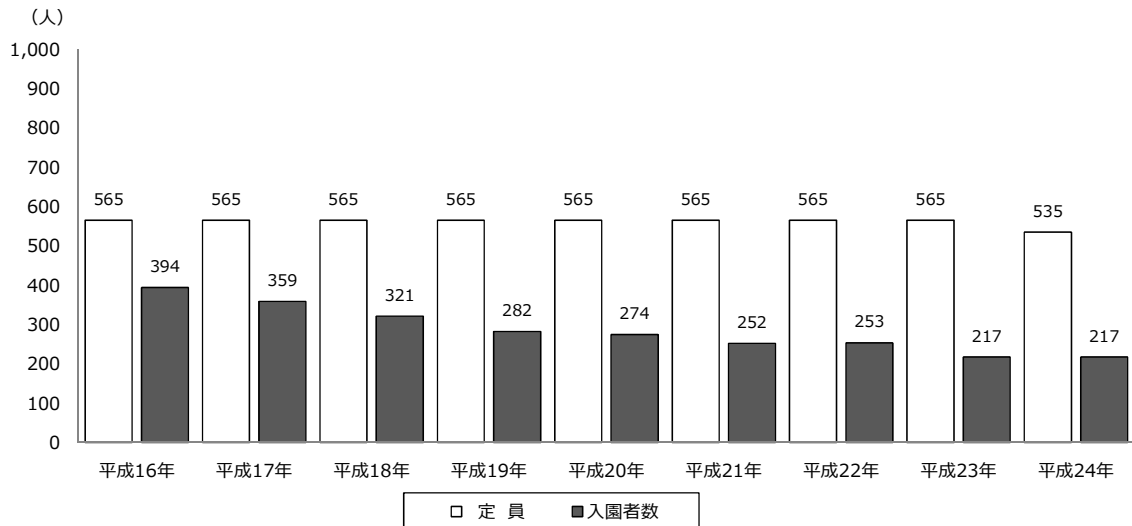
### (3) 幼稚園の利用状況

○利用者数は、平成16年度以降減少傾向にあります。

○定員数は、平成16年度より565人のままで推移しましたが、平成24年に535人となり30人減少しています。

○平成24年度で、定員535人に対し、利用者数は217人と約4割の利用にとどまっています。

#### ■幼稚園の定員数、利用者数の推移



### (4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のことをいいます。

#### ◆ベビーホテル（○○○○○）

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設

【施設数】 ○か所

データなし

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

---

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況のまとめ。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービス。

【延長保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

実施施設：〇〇 園（私立 〇〇 園、公立 〇〇 園） 利用人数：延べ 〇,〇〇〇 人

【休日保育の実施状況】

（平成 24 年度実績）

実施施設：〇〇 園（□□□保育園、□□□保育園） 利用人数：延べ 〇,〇〇〇 人

#### (2) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）

従来の児童館等と小学校内施設（子どもプラザ）を活用し、留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供している。

（平成 24 年度実績） 【実施校区】 〇〇 校区

【実施か所】 〇〇 か所（児童館・児童センター〇〇 か所、  
児童クラブ 〇〇 か所、子どもプラザ 〇〇 か所）

【登録児童数】 〇,〇〇〇 人

#### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則として 7 日以内）一時的に預かるサービス。

（平成 24 年度実績）

委託施設：〇〇 か所（□□□乳児院、□□□寮、□□□園、□□□福祉寮）

利用人数：〇〇 人

村上市では、実績なし。



【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービス

(平成 24 年度実績)

委託施設：00 か所 (□□□園、□□□寮) 利用人数：00 人

**(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)**

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う。

(平成 24 年度実績)

訪問率：00.0%

**(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業**

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行う。

(平成 24 年度実績)

延べ支援世帯数：00 世帯

**(6) 地域子育て支援拠点事業 (子ども広場、地域子育て支援センター)**

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行う。

◆こども広場

【□□□□□】

(平成 24 年度実績) 利用者数：00,000 人

【□□□□□】

(平成 24 年度実績) 利用者数：00,000 人

◆地域子育て支援センター

(平成 24 年度実績)

公立保育所：00 園 利用者数：00,000 人

私立保育所：00 園 利用者数：00,000 人

### (7) 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービス。

(平成 24 年度実績)

利用人数：0,000 人 (私立 0,000 人、公立 0,000 人)

【一時預かり指定園】※常時受け入れ (専用の保育室、専任保育士あり)

公立：00 園 (□□、□□、□□、□□、□□)

私立：00 園 (□□□、□□□、□□□、□□□、□□□)

### (8) 病児保育事業 (病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児 (病後児) を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービス。

【実施機関】□□□病院 病後児保育施設□□□

利用者数：延べ 00 人 (平成 24 年度)

### (9) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人 (依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人 (提供会員)、両方を兼ねる人 (両方会員) に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。

(平成 24 年度実績)

依頼会員：0,000 人、提供会員：000 人、両方会員：000 人

利用件数：0,000 件

### (10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担する。

(平成 24 年度実績)

利用人数：0,000 人 (0,000 件/年)

## 4 ニーズ調査の結果概要

---

○調査対象：村上市在住の就学前児童、小学生児童がいる家庭の保護者 4,280 人

○調査期間：平成 25 年 10 月 25 日～平成 25 年 11 月 8 日

○調査方法：〈就学前児童調査〉 教育・保育施設を通じて実施、一部郵送法

〈小学生児童調査〉 学校を通じて実施、一部郵送法

○配布・回収：

調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,950	1,360	69.7%
小学生児童	2,330	1,890	81.1%
計	4,280	3,250	75.9%

※詳細は、「村上市子ども子育てに関するニーズ調査結果報告書」を参照のこと。

### (1) 保護者の就労状況

○保護者（母親）の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

母親は、「就労中／フルタイム」は 40.4%となっており、「就労中／パートタイム・アルバイト等」が 27.7%です。また、「以前は就労していたが、現在はしていない」は 19.9%と 2 割を占めています。

○パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望

パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの希望は「フルタイム以外の就労を続けることを希望」が44.0%、「希望があるが実現できる見込みはない」が30.6%となっており、「希望があり実現できる見込みがある」の9.9%を加えると84.5%と大多数が就労意欲を持っておりことがわかります。

○現在就労していない母親の就労意向

「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が37.8%、「1年より先、一番下の子どもが成長後に就労したい」が37.5%で高い就労意欲が見られます。これに対し「子育てや家事などに専念したい」は15.2%となっています。

## (2) 教育・保育事業の利用について

### ○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」が、74.0%です。

### ○利用している教育・保育事業

旧市町村では幼稚園が設置されているのは旧村上市のみであることから「認可保育所」が84.0%と大多数となっています。「幼稚園」は10.1%、「認定こども園」は3.6%です。

○今後、利用したい教育・保育事業

「認可保育園」が80.4%、「幼稚園」が17.9%となっています。また「認定こども園」は10.5%、「幼稚園の預かり保育」は7.8%です。

(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

○子どもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった経験

この1年間にお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と回答した人が75.4%で4人のうち3人の高い割合となっています。

○そのときの対応方法

「母親が休んだ」が最も多く70.8%、「同居者を含む親族・知人に子どもをみてもらった」が55.2%となっていますが、「父親が休んだ」は19.5%です。

## ○病児・病後児保育の利用意向

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は34.8%、「利用したいとは思わない」が48.5%です。



#### (4) 不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業

「利用していない」が89.7%と大多数です。

利用しているサービスは、「一時預かり」が3.8%、「幼稚園の預かり保育」が2.7%で利用みられます。

○今後の不定期的な事業の利用意向

「利用したい」は27.3%、「利用する必要がない」が60.6%となっています。

#### ○事業を利用したい目的

その理由は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が57.4%、「私用（買物、子どもや親の習い事等）、リフレッシュ」が54.2%、「不定期の就労」も38.0%などどの選択肢も高い回答となっています。

#### (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方(5歳以上)

○低学年のうちに過ごさせたい場所

小学校低学年では「自宅」が53.3%、「学童保育所」が30.4%、「習い事(ピアノ教室、サッカー、学習塾など)」が20.0%などで、上位となっています。

○高学年になったら過ごさせたい場所

小学校高学年の希望は、第1位は低学年と同様に「自宅」で65.2%となっていますが、「学童保育所」が低学年の30.4%から17.4%に低下し、第2位から第4位になっています。逆に「習い事」が2位に上がり31.0%と増えてきています。

#### **(6) 育児休業の取得状況**

母親では、「働いていなかった」(40.2%)と「取得した(取得中である)」(39.2%)がともに4割を占めています。

父親は「取得していない」が78.9%で大多数となっています。

## 5 村上市の子ども・子育て支援の課題

(第2章 1～4の調査結果から、以下のような課題が浮かび上がってきた。これらの課題を整理し、施策目標につなげていきます。)

### 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一一

子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑み、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。

下記①～⑩ 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一一 より抜粋

### 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- ① 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。
- ② 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えている。
- ③ 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性を始め非正規雇用割合も高まっている。
- ④ 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在している。
- ⑤ 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められているが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在している。
- ⑥ 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にある。
- ⑦ 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっている。
- ⑧ 夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれる。
- ⑨ 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。
- ⑩ 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少している。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目的（村上市次世代育成後期行動計画及び総合計画の記載に基づき作成）

村上市の子ども・子育て支援事業は、子どもが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するとともに、家庭、地域、学校等が、それぞれ教育機能を発揮し、連携して子どもと大人が共に育つ「郷育のまち」の実現を目的とします。

#### （別紙にて検討する）

#### 参 照

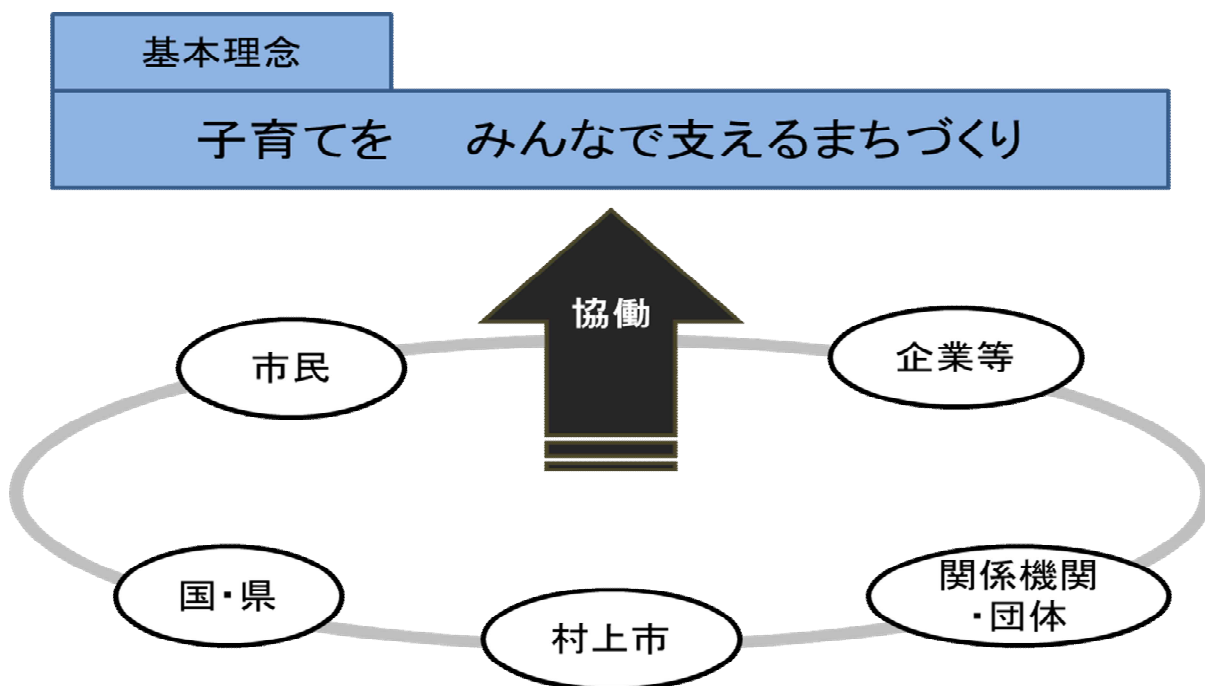
子ども・子育て支援法 第一章 第一条

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 基本理念 任意

(村上市次世代育成後期行動計画より)

第1次村上市総合計画では、重点的に推進する戦略プロジェクトの重点施策として「健やか・子育て応援プロジェクト」を位置付けています。本計画は、上位計画である、第1次村上市総合計画に基づき、更にすべての子育て家庭と子どもたちを対象に施策を総合的に推進するために策定された村上市次世代育成支援行動計画の主旨を踏まえ、本市の子ども・子育ての目指す方向性として次の基本理念を掲げます。



全国的な傾向と同様に、本市においても子どもの出生数は年々減少しており、地域社会の活力低下をもたらすなど地域で生活していく基盤づくりに大きな影響を及ぼしています。

また、核家族化の進行とともに、近隣の人たちとの交流も希薄化して親たちも子育てに悩み、不安や負担感が高まることで孤立感が増し、親と子どもの適切な関係が保たれず親自身が成長をすることができない状況もみられます。

さらに、経済状況の悪化にともなう社会不安など、子どもを取り巻く社会状況の変化によるニーズの複雑化と増大への対応が求められています。

この基本理念を実現するためには、子育て家庭が安心して生活することができるよう地域社会全体で支援することが必要です。

地域社会全体で本計画を推進するために以下のキャッチフレーズを掲げることとします。



参  
照

子ども・子育て支援法 第一章 第二条

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

参  
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

参  
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一三

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるような支援をしていくことである。



### 3 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。(村上市次世代育成後期行動計画より)

#### ○ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。このため、常に子どもの視点に立って子どもの幸せを考えながら子育てを支援していきます。

#### ○すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを進めます。また、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現し企業等と連携を図りながら子育て支援の展開に努めます。

#### ○次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。このため、子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるよう教育の支援や働きかけを支援します。

#### ○サービス利用者の視点

子育てをする親の就労環境の変化や核家族化の進展などにより、子育て支援に関する住民ニーズが多様化してきており、柔軟なサービス提供が求められています。このため、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように利用者の視点に立った総合的な取り組みを進めます。

#### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・二

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である

## 子どもの育ちに関する理念

### ① 乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

### ② 幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

### ③ 幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

### ④ 学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

## 4 施策体系

村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、方向性をまとめます。

		基本目標	施策の方向性
子育てを みんなで支えるまはびつる	目標 1	地域における 子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 教育・保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 児童の健全育成 ⑤ 児童遊園等の整備
	目標 2	子どもの心身の健 やかな成長に資す る教育環境の整備	① 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境 等の整備 ② 家庭や地域の教育力の向上
	目標 3	職業生活と家庭生 活との両立の推進	① 仕事と子育ての両立の推進 ② 仕事と生活の調和の実現
	目標 4	要保護児童への対 応などきめ細かな 取り組みの推進	① 児童虐待防止対策の充実 ② 特別支援を要する子ども等への支援施策の 充実

## 第4章 教育・保育提供区域の設定 必須

### 1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

#### 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)二・1

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

#### 参照

子ども・子育て支援法 第五章 第六十一条 2 一

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 教育・保育提供区域の設定

### 1 村上市における教育・保育提供区域

例：村上市全域を5区域として設定する。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）		教育・保育の区域設定については とする。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

### 2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から村上市全域を基本とする。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とする。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等		教育・保育施設の活動の一環であるため、村上市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業		現状どおり、村上市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業		現状どおり、村上市内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）		現状どおり、村上市内全域とする。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。

子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業		教育・保育施設での利用も含むため、村上市内全域とする。
時間外保育事業 延長保育・休日保育		通常利用する施設等での利用が想定されるため、村上市内全域とする。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、村上市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業		現状どおり、各小学校区を基本として実施する。

## 区域設定の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

運用にあたり、次の事項が定められています。

- ① 提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。
- ② 施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分（※）ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと（13事業のうち、11事業）の設定」も可能。
- ③ 提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。
- ④ 各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない。（つまり、希望しても利用できない提供区域で教育・保育事業にかかる新規参入申請があれば、市町村は原則、認可する）
- ⑤ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

## ○ 設定の趣旨

- ① 「量の見込み」、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保」が設定する単位となります。

- ② 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となります。
- ③ 規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定します。
- ④ 小学校就学前子どもの区分（「認定区分」）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定します。
- ⑤ 市町村整備計画を作成する場合には、記載する保育提供区域と整合性が取れたものとします。
- ⑥ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則となります。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能とします。

#### ○ 設定の内容

- 例① 市町村内全域
- 例② 行政区
- 例③ 行政区を基礎単位とし、隣接する複数地区の組み合わせによる区域（基本型）
- 例④ 提供区域の組み合わせによる区域（応用型）
- 例⑤ 小学校区域
- 例⑥ 中学校区域

#### ○ 各教育・保育提供区域の状況

- 例① 地区内での教育・保育施設の利用率
- 例② 通園にかかる負担感
- 例③ 各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等の「偏り」

#### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・1

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

# 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

## 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・一・4

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

## 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・2(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。

## 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・3(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

## 認定区分

### 1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。



区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

## 2 提供体制の確保と実施時期 必須

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

#### ■ A 提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	人	人	人	人	人
確保の内容	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人
確認を受けない幼稚園	人	人	人	人	人
過不足	人	人	人	人	人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

（※なお、以下の地域は、平成 31 年度までの 5 年間重点対策地区とする。）

### (2) 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

#### ■ A 提供区域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	人	人	人	人	人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	人	人	人	人	人
上記以外	人	人	人	人	人
確保の内容	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人
地域型保育事業	人	人	人	人	人
認可外保育施設	人	人	人	人	人
過不足	人	人	人	人	人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(※なお、以下の地域は、平成31年度までの5年間重点対策地区とする。)

**(3) 3号認定(0歳、保育所を利用希望)**

**■ A提供区域・量の見込み**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	人	人	人	人	人
確保の内容	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人
地域型保育事業	人	人	人	人	人
認可外保育施設	人	人	人	人	人
過不足	人	人	人	人	人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(※なお、以下の地域は、平成31年度までの5年間重点対策地区とする。)

**(3) 3号認定(1・2歳、保育所を利用希望)**

**■ A提供区域・量の見込み**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	人	人	人	人	人
確保の内容	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人
地域型保育事業	人	人	人	人	人
認可外保育施設	人	人	人	人	人
過不足	人	人	人	人	人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(※なお、以下の地域は、平成31年度までの5年間重点対策地区とする。)

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域的情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。

- ・認定こども園の整備促進、普及に係る考え方
- ・質の高い幼児期の学校教育・保育
- ・幼・保・小連携の体制強化、小学校教育との円滑な接続
- ・地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進、地域の子育て支援の役割
- ・0～2歳に係る取り組みと3～5歳に係る取り組みの連携 等

#### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)別表第一・四

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の内容  
認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

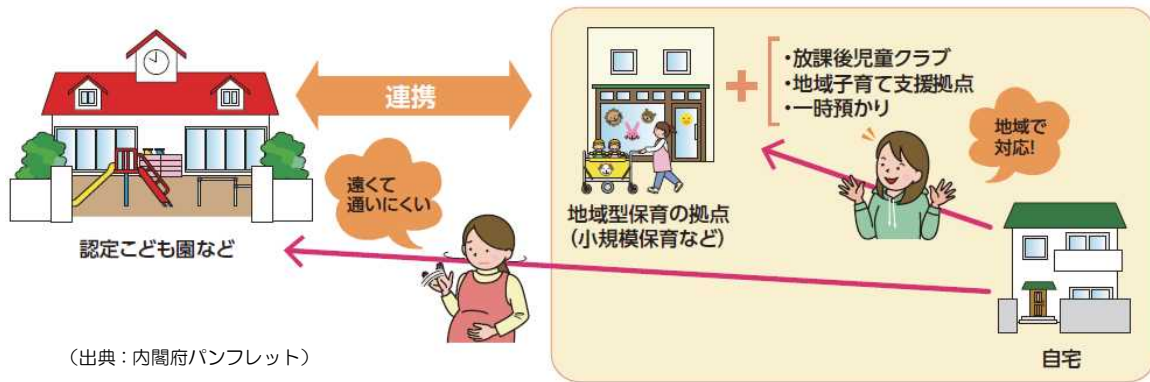
#### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三 二 4

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

地域での保育充実のイメージ（保育の量的拡大）



## 4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

- ① 職員配置の充実
- ② 職員の資質向上に向けた研修等の充実

### 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

### 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要である。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一三

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

## 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

【子ども・子育て支援法第六十一条第3項第一号関係】



# 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

## 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須

- 国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

### (1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

村上市では、平成00年度から実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）					

### (2) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（8時間）を超えて、最長で午前0時00分から午後0時00分の保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人）					
確保の方策（人）					

### (3) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【低学年】 量の見込み（人）					
確保の方策（人）					
【高学年】 量の見込み（人）					
確保の方策（人）					

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

村上市では、実績なし。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人/年）					
確保の方策（人/年）					

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)					
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

※対象者全員になるので、実施体制を決める必要があります。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

村上市では、現状に引き続き実施します。

### 量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)					
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

※対象者全員になるので、実施体制を決める必要があります。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～2 歳

[単位] 延べ利用者数（月間）人／回

村上市では、現状に引き続き実施します。

### 量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/回）					
確保の方策（か所）					

## (8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

### ①幼稚園における在園児対象型

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計(人日/年)					
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)					
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)					
確保の方策(人日/年)					

### ②幼稚園における在園児対象型以外

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日/年)					
確保の方策(人日/年)					
保育園の一時預かり(在園児対象型以外)					
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)					

### (9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日／年）					
確保の方策（人日／年）					
病児保育事業					
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センターなど）					

### (10) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み（低学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人／日）					
確保の方策（人／日）					

#### 量の見込み（高学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人／日）					
確保の方策（人／日）					

### (11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業

村上市では、現状に引き続き実施します。

#### 量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)					
確保の方策	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制	※実施体制

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部  
又は一部を助成する事業)

世帯の所得の状況等勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

村上市では、・・・・・・・・・・を実施します。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

村上市では、・・・・・・・・・・を実施します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、村上市におけるこれらの連携を推進します。

### 参 照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三 二 4

子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。



# 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進<sup>任意</sup>

## 1 児童虐待防止対策の充実

村上市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

### ①関係機関との連携及び村上市における相談体制の強化

村上市における子ども・子育てに関する相談体制は、「□□□□□」をはじめ、「□□□□□」「幼児〇〇課」「学校教育課」の各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

### ②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

#### 主な内容

○養育支援を必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取り組みについて記載します。

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### 主な内容

○地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や都道府県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。

## 3 障害児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や幼児保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、

障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

#### **主な内容**

- 障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。
- 発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取り組みについて記載します。

## **4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進**

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

### **(1) 働きやすい職場環境の整備**

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### **(2) 育児休業等制度の周知**

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### **(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発**

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

#### **主な内容**

- 働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けた企業や市民等の取り組みを積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援の基盤づくりを積極的に進めるための取り組みについて記載します。

## 第8章 次世代育成支援行動計画の評価と課題 任意

※詳細は、「新次世代育成支援行動計画（仮）」を参照のこと。

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、村上市「次世代育成支援行動計画」を評価・検証し、同計画を次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成され、育ちやすい社会に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に重点的に推進します。

本章は、子育て支援事業計画とメリハリを付けるため、次世代計画の現行施策評価と方向性のみ掲載と考えています。

現行の次世代計画の事業を掲載するかどうか、ご検討願います。

掲載しない場合は、章全体の組立てを再考します。

○評価項目

1. 施策の取り組み状況
2. 特定保育サービスの目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法 第一章第一条

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

### 2 基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

次世代育成支援対策推進法 第一章第三条

参  
照

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### 3 対象

○ 本計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

0 歳	0歳	1 歳	1～5歳	6 歳	6～11歳	12 歳	12～17歳	18 歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を 除く 放課後			
子ども・子育て支援法								
次世代育成支援対策推進法								

## 4 指針となる視点

- 1 子どもの視点
- 2 次代の親づくりという視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 社会全体による支援の視点
- 5 全ての子どもと家庭への支援の視点
- 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 7 サービスの質の視点
- 8 地域特性の視点

※次世代育成支援対策推進法第七条第1項に基づく行動計画策定指針

## 5 計画の基本目標

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

## 6 目標実現に向けた施策内容の評価と課題

- 目標 1 子どもが健やかに育つ環境づくり
  - 1-1 次世代の親の育成
  - 1-2 教育・保育サービス及び環境の整備
  - 1-3 家庭や地域の教育力の向上
  - 1-4 心と体の成長のための有害環境等対策
- 目標 2 様々な状況にある子どもへのきめ細やかな取り組みの推進
  - 2-1 児童虐待防止対策の充実
  - 2-2 非行防止対策等の推進
  - 2-3 ひとり親家庭等への自立支援の推進
- 目標 3 安心して産み、育てることを見守る体制づくり
  - 3-1 妊娠期から乳幼児期等の親子の健康の確保
  - 3-2 食育の推進
  - 3-3 不妊治療への支援
  - 3-4 小児医療への充実
- 目標 4 仕事と生活の調和
  - 4-1 多様な働き方の実現と働き方の見直し
  - 4-2 仕事と子育ての両立支援
- 目標 5 地域における子育て支援の充実
  - 5-1 地域における子育て支援サービスの充実
  - 5-2 子どもの健全育成の推進
- 目標 6 安心・安全な子育てを支える地域づくり
  - 6-2 安全・安心のまちづくりの推進
  - 6-3 交通安全の推進

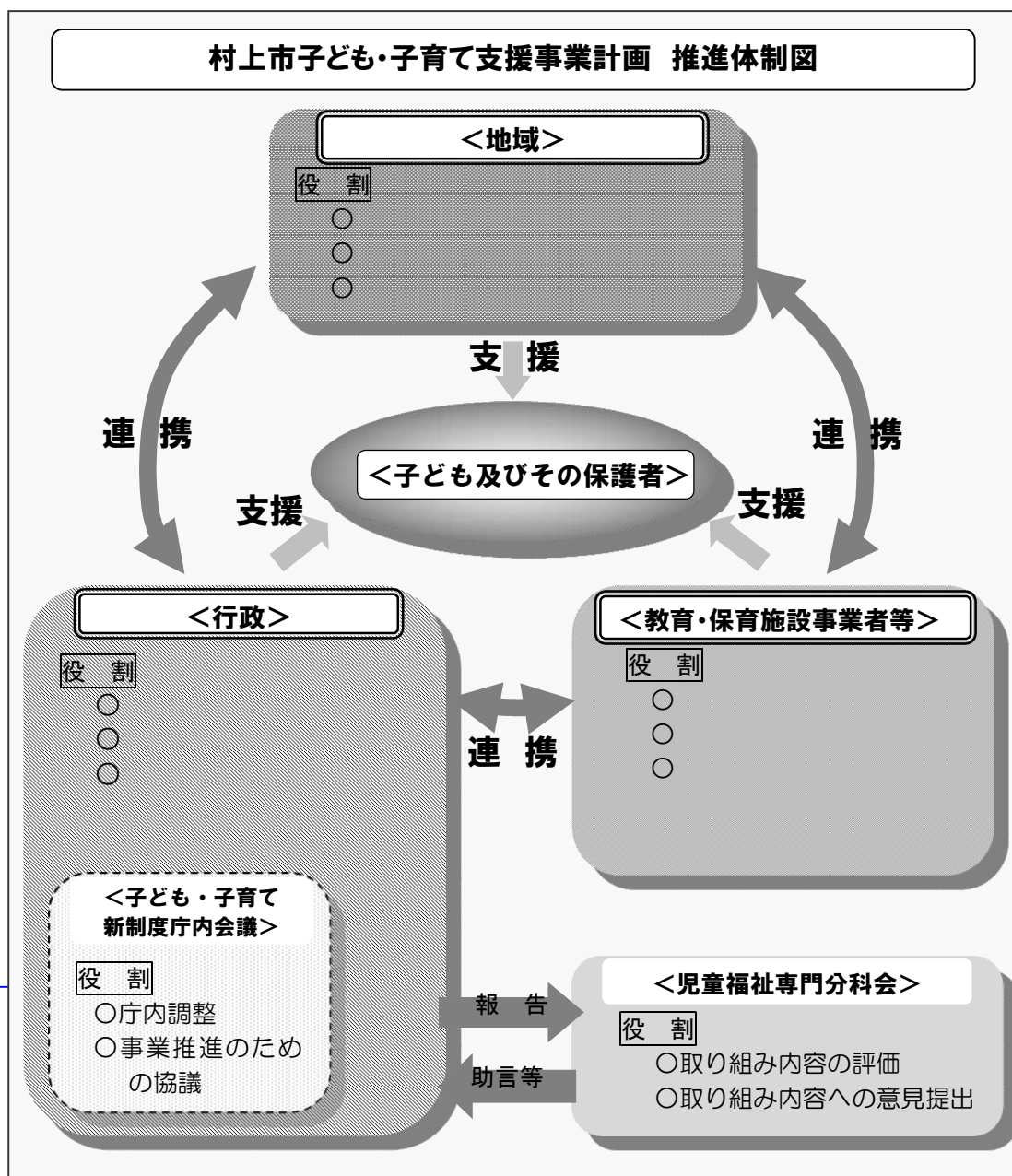
## **7 一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設**

---

# **第9章 計画の推進体制**

# 1 関係機関等との連携

村上市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。







子ども・子育て支援法 第四章 第五十九条

参  
照

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)第一四

参  
照

基礎自治体である市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。

② 家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

□□□

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)第一三

参  
照

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある。  
子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。

③ 学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④ 地域の役割

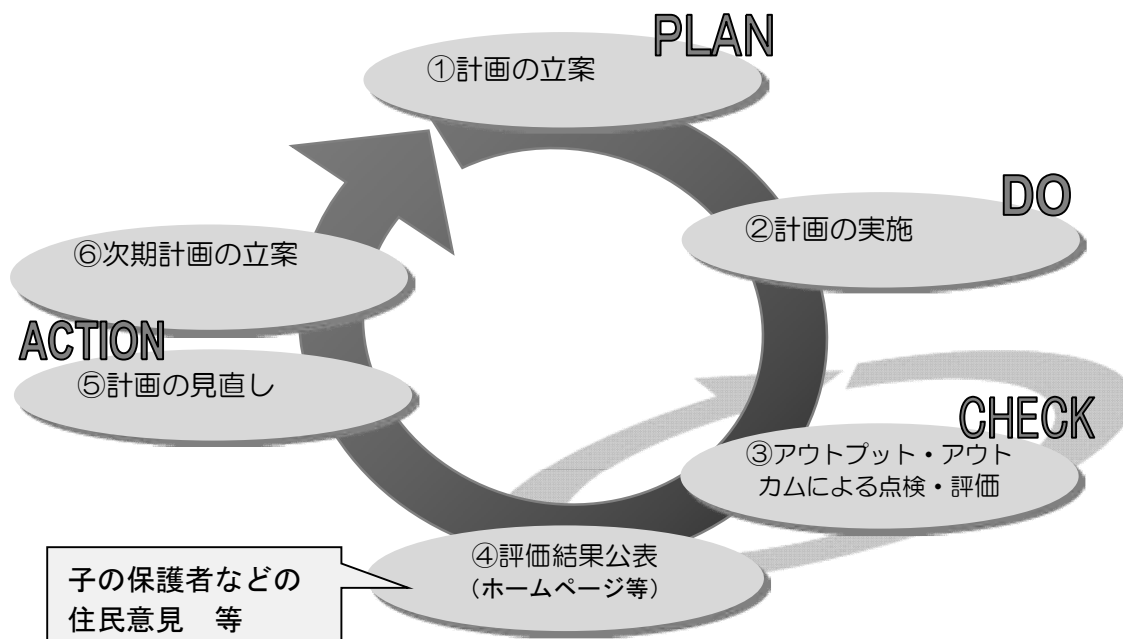
- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役



### 3 計画の達成状況の点検・評価 任意

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

- 計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。（国の基本指針より・自治体での方針を明記）
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

#### 参照

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)第三 六 3

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

## 資料編（案）

資料1 施策一覧（案・未定）

資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

資料3 計画策定の経緯（案）

資料4 計画策定組織について（案）

資料5 用語解説（案）

資料編に関しては、全て案で、未定です。

## 資料1 施策一覧（案・未定）

### 子育て支援事業の一覧

## 資料2 利用希望把握調査（ニーズ調査）結果概要（案・未定）

### 資料3 計画策定の経緯（イメージ）

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園における保護者の就労状況等のアンケート調査実施</li> </ul>
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 1 回村上市社会福祉審議会開催</li> <li>【議事】</li> <li>・ 村上市版子ども・子育て会議について</li> </ul>
平成 25 年 5 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 1 回村上市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催</li> <li>【議事】</li> <li>・ 村上市版子ども・子育て会議について</li> <li>【資料】</li> <li>・ 子ども・子育て支援新制度の概要</li> <li>・ 村上市版子ども・子育て会議について</li> </ul>
平成 26 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 1 回（通算第 0 回）村上市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催</li> <li>【議事】</li> <li>・ 「子ども・子育て支援新制度」における村上市の保育所等利用者負担について</li> <li>・ 子ども・子育て支援新制度について</li> <li>・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて</li> <li>・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について</li> <li>・ 婚活支援事業について</li> <li>・ 参考資料 子ども・子育て支援新制度について（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室作成）</li> </ul>

#### 資料4 計画策定組織について（案）

子ども子育て会議委員一覧（平成25年度）

子ども子育て会議委員一覧（平成26年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成25年度）

子ども子育て会議事務局一覧（平成26年度）



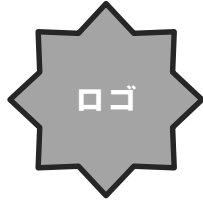
## 資料5 用語解説（案）

自治体独自に入れたい項目があれば追加。

### 子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

	用語	定義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」を言う。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第9条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

	用語	定義
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>イメージ</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども</li> <li>・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> <li>・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)</li> </ul>
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)



村上市

## 村上市子ども・子育て支援事業計画

---

平成27年4月

発行 村上市

編集 村上市福祉課

〒958-8501 住所 新潟県村上市三之町1番1号

TEL 0254-53-2111 FAX 0254-53-3840

ホームページ <http://www.city.murakami.lg.jp/>

E-mail [hoiku@city.murakami.lg.jp](mailto:hoiku@city.murakami.lg.jp)